

特定口座の取引内容と前年分以前の株式売却に係る損失額を申告する場合の入力例

この入力例では、「**特定口座の取引内容**」と「**前年分以前の株式売却に係る損失額**」がある場合の申告書をスマートで作成し、マイナンバーカードを利用してe-Taxで送信する方法をご案内します。

赤枠の箇所をタップ・選択して進んでください。

※ 申告する内容により、実際の画面と表示が異なる場合があります。

e-Taxに必要なもの

① マイナンバーカード読み取対応のスマートフォン



② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です。）

- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（**数字4桁**）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。
特に、確定申告期は、更新窓口（市区町村）の混雑が予想されますので、
お早めに更新手続をお願いします。
> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。

必要書類の事前準備（書面または電子データ）

- ・特定口座年間取引報告書
- ・前年分の確定申告書付表の控え等（前年から繰り越された株式譲渡損失が分かる書類）

STEP3 利用規約の確認

① 申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

申告書作成前の確認

利用規約の確認

次のページに進むには、利用規約への同意が必要になります。
> 利用規約を確認する

同意して次へ

STEP4 e-Taxログイン

e-Taxログイン
「ログイン」ボタンをタップしてください。パスワードの入力画面が表示されままでの利用者証明用パスワード（4桁）を入力してください。

ログイン

戻る

実物のマイナンバーカードの利用者証明用暗証番号の入力
マイナンバーカードの読み取り

利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）を入力

マイナンバーカードをスマートフォンにかざし、「読み取り開始」をタップ

※ スマートフォンのマイナンバーカードを利用する場合は、「カードの読み取り」を省略できます。

STEP5 利用者登録

e-Tax
マイナンバーカード方式の利用開始

利用者識別番号をお持ちの方

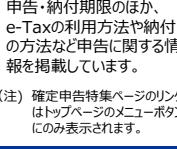
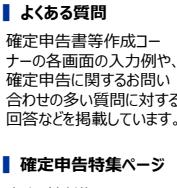
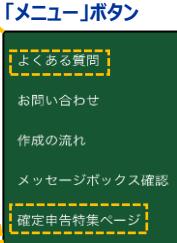
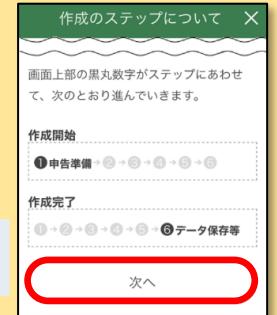
初めてe-Taxをご利用される方

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って入力をしてください。

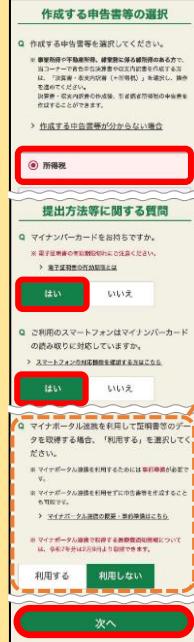
過去にマイナンバーカードを利用して確定申告をしたことがある方は、「**STEP 5**」ではなく、「**STEP 6**」が表示されますので、次に進みます。

誤りがなければ、「**次へ**」をタップ

STEP1 作成コーナーにアクセスし作成開始



STEP2 作成する申告書等の選択



【参考】マイナポータル連携

マイナポータル連携を行うことで、**特定口座の情報を自動入力**できます。

マイナポータル連携の詳細や利用方法については、以下の「**マイナポータル連携特設ページ**」をご覧ください。



STEP6 登録情報の確認・訂正

① 申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

住所等の情報の確認・訂正

登録情報

本人情報
氏名（漢字）：国税 太郎
氏名（カナ）：コケゼイ タロウ

訂正

次へ

表示された情報を確認し、変更等があれば、「**訂正**」をタップして情報の訂正を行ってください。

誤りがなければ、「**次へ**」をタップ

STEP7 xmlデータの読み込み

① 申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

xmlデータの読み込み

電子データ（xml形式）をお持ちでない方は、そのまま「次へ」ボタンをタップしてください。

xmlデータの読み込み

医療費通知、寄附金控除や株式の特定口座年間取引報告書など申告に関する電子データ（xml形式）をお持ちの方は、この画面で読み込むことができます。

ご利用の方は、ファイルを選択してデータを読み込みます

この画面で読み込み可能なデータはこちら

ファイルを選択する

次へ

証券会社から交付を受けた特定口座年間取引報告書等のxmlデータを読み込む場合はこちらで読み込みを行います。

読み込みない場合は「**次へ**」をタップ

STEP8 申告する所得の選択

申告する所得を全て選択してください。

申告する所得がどの所得に該当するか分からぬ場合

こんな収入の申告もれにご注意

給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

給与

※ 申定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。

公的年金、企業年金など

※ 年金保険等の個人年金を申告する方は、「被（業務・その他）」を選択してください。

退職金

株式を売った方、配当等を受け取った方

株式等の譲渡（売却）、配当、利子

※ 前年分の申告で株式の売却による損失を算出した場合のみ。

給与や年金など他に申告する所得があれば全て選択し、「**次へ**」をタップ

次へ

特定口座の取引内容と前年分以前の株式売却に係る損失額を申告する場合の入力例

STEP9 選択された所得の入力

選択された所得の入力

株式を売った方、配当等を受け取った方

株式等を譲渡（売却）したことによる所得（損失）がある方、配当・利子等の受け取りがある方、前年分の申告において株式の売却による損失を繰り越した方

金融・証券税制

- 申告課税
- 株式等の譲渡所得**
- 上場株式等に係る配当所得
- 総合課税
- 配当所得
- 利子所得

「金融・証券税制」をタップ

次へ

STEP10 入力画面TOP

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤

株式の売却・配当・利子等の入力方法選択

「次へ」ボタンを押して、株式等の売却等や支払いを受けた配当・利子等に係る内容を入力します。

特定権利行使株式（いわゆるストックオプション税制の適用を受けて取得した株式）を譲渡した方などに該当する場合

「翌年に特定株式控除未適用額又は設立特定株式控除未適用額の繰戻し還付の請求（エンジエル税制の繰戻し還付）をする予定のある方」

次へ 戻る

STEP11 入力項目の選択

「特定口座年間取引報告書」の内容の入力

Q 「特定口座年間取引報告書」の内容を入力しますか？

はい いいえ

Q 「特定口座年間取引報告書」に記載されている上場株式等の配当等のうち、申告するものはありますか？

はい いいえ

Q 「特定口座年間取引報告書」に記載されている金融商品取引業者の名称、株式会社 A B C 証券

総合課税 申告分離課税

入力する 次へ 戻る

質問に応じて、該当項目を選択し、「入力する」をタップ

STEP12 特定口座一覧

①→② 収入等入力 → ③ → ④ → ⑤

特定口座年間取引報告書の一覧

現在選択されている配当所得の課税方法は 申告分離課税 です。

総合課税と申告分離課税の詳細

特定口座年間取引報告書の入力

入力件数：0件 / 300件

+ 報告書の内容を入力する 次へ 戻る

【参考】

マイナポータルから取得した情報や読み込んだxmlデータがある場合

マイナポータルから取得した情報

取得した内容を表示する（全件）

1 要確認 金融商品取引業者の名称 株式会社 A B C 証券

譲渡所得

配当所得

補正 削除



一覧に「要確認」と表示されるため、「補正」をタップし、申告する所得の選択等を行います。

STEP13 特定口座の入力

証券会社等から発行された「特定口座年間取引報告書」の内容を入力します。

【参考】
入力項目が分からない場合

画面右下の「見本」アイコンをタップすると、入力の参考となる見本画面を確認できます。

特定口座年間取引報告書見本 X

「特定口座年間取引報告書」を基に、入力内容をご確認ください。
入力が必要な項目は枠で囲んでいる箇所です。



特定口座年間取引報告書の入力

A 口座情報の入力

B 配当等の額及び源泉徴収税額等

C 特定上場株式等の配当等の額の記載

D 申告する所得を選択

E 保管

F 信用

G 配当等

H 申告する所得を選択

I 選択

J 申告する所得を選択

K 申告する所得を選択

L 申告する所得を選択

M 申告する所得を選択

N 申告する所得を選択

O 申告する所得を選択

P 申告する所得を選択

Q 申告する所得を選択

R 申告する所得を選択

S 申告する所得を選択

T 申告する所得を選択

U 申告する所得を選択

V 申告する所得を選択

W 申告する所得を選択

X 申告する所得を選択

Y 申告する所得を選択

Z 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

NN 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

RR 申告する所得を選択

SS 申告する所得を選択

TT 申告する所得を選択

UU 申告する所得を選択

VV 申告する所得を選択

WW 申告する所得を選択

XX 申告する所得を選択

YY 申告する所得を選択

ZZ 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

RR 申告する所得を選択

SS 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

RR 申告する所得を選択

SS 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

RR 申告する所得を選択

SS 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

RR 申告する所得を選択

SS 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

RR 申告する所得を選択

SS 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

RR 申告する所得を選択

SS 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

RR 申告する所得を選択

SS 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

RR 申告する所得を選択

SS 申告する所得を選択

AA 申告する所得を選択

BB 申告する所得を選択

CC 申告する所得を選択

DD 申告する所得を選択

EE 申告する所得を選択

FF 申告する所得を選択

GG 申告する所得を選択

HH 申告する所得を選択

II 申告する所得を選択

JJ 申告する所得を選択

KK 申告する所得を選択

LL 申告する所得を選択

MM 申告する所得を選択

OO 申告する所得を選択

PP 申告する所得を選択

QQ 申告する所得を選択

特定口座の取引内容と前年分以前の株式売却に係る損失額を申告する場合の入力例

STEP14 特定口座一覧（入力あり）

①→② 収入等入力 → ③→④→⑤

特定口座年間取引報告書の一覧

現在選択されている配当所得の課税方法は 申告分離課税 です。

▶ 開く 説明

特定口座年間取引報告書の入力

入力件数：1件 / 300件

1
金融商品取引業者等の名称
A B C 証券XYZ支店

譲渡所得
申告する

配当所得
申告する

訂正 削除

+ 報告書の内容を入力する

次へ

STEP15 入力項目の選択

「特定口座年間取引報告書」以外 の内容の入力

Q 特定口座以外 の株式等の取引、「配当年の支払通知書」、「利子等の支払通知書」などの 内容を入力します。

※ 「特定口座の取引内容をもつた場合は、又は「被 定義された取引内容をもつた場合は、いつまで適用を受けるまでも、「いいえ」を選択してください。」

はい いいえ

上場株式等に係る譲渡損失の金額 を繰り越した方

Q 令和6年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？ ☐

はい いいえ

入力する >

入力終了 戻る

※ この事例では「いいえ」を選択していますが、申告する取引がある場合は「はい」を選択して、取引内容を入力します。

「はい」を選択し、
「入力する」をタップ



STEP16 總越損失額の入力

前年から繰り越された損失額の入力

「令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の益算出額及び譲渡控除用）」を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。金額にはマイナスを付けずに入力してください。

A 令和4年 の譲渡損失の総越額（円）
(令和6年分「確定申告書付表」の(7)欄)

B 令和5年 の譲渡損失の総越額（円）
(令和6年分「確定申告書付表」の(8)欄)

C 令和6年 の譲渡損失の総越額（円）
(令和6年分「確定申告書付表」の(5)欄)

次へ 戻る

前年分の申告 書等から各年の 総越損失額 を入力します。

STEP17 計算結果確認

「特定口座年間取引報告書」以外 の内容の入力

Q 特定口座以外 の株式等の取引、「配当年の支 払通知書」、「利子等の支払通知書」などの 内容を入力します。

※ 「特定口座の取引内容をもつた場合は、又は「被 定義された取引内容をもつた場合は、いつまで適用を受けるまでも、「いいえ」を選択してください。」

はい いいえ

上場株式等に係る譲渡損失の金額 を繰り越した方

Q 令和6年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？ ☐

はい いいえ

訂正する >

入力終了 戻る

計算結果

入力された内容を基に計算した所得金額等は、以下のとおりです。

【申告分離課税】
株式等の譲渡所得等
・上場株式等の譲渡所得等の金額
100,000円

上場株式等に係る配当所得等の金額
100,000円

翌年以降に繰り越される損失額
0円

閉じる

STEP18 所得控除・税額控除の入力

選択された所得の入力

株式を売った方、配当等を受け取った方

株式等を譲渡（売却）したことによる所得（損失）がある方、配当・利子等の受け取りがある方、前年分の申告において株式の売却による損失を繰り越した方

金融・証券税制
申告分離課税

株式等の譲渡所得等
 入力あり

上場株式等に係る配当所得等
 入力あり

税額控除
配当所得
-
利子所得
-

金融・証券税制に係る所得等の金額を表示する

次へ 戻る

①→②→③→④→⑤ 控除等入力 → ⑥→⑦→⑧

控除の入力 (1/2)

支出に関する控除の入力

社会保険料を支払った方 ☐

国民年金保険料、国民健康保険料（税）、介護保険料などを支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

社会保険料控除
- >

寄附金控除
- >

政党等寄附金等特別控除
- >

次へ 戻る

申告する各種控除があれ ば入力します。
(所得控除・税額控除)

STEP19 計算結果確認（全体）

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。
表示された内容を確認し、訂正がある場合は各項目の訂正ボタンを押してください。

還付される金額
30,630円

※ 住民税等については、確定申告書に基づき市区町村別に計算されます。

収入・所得金額（申告分離課税）の確認

上場株式等の譲渡所得等

収入金額
200,000円

所得金額
100,000円

本年分で差し引く総越損失
66,666円

翌年以後に繰り越される損失の金額
0円

次へ 戻る

入力内容に応じて税額が自動計算されます。

上場株式等に係る配当所得等

収入金額
100,000円

所得金額
100,000円

本年分で差し引く総越損失
0円

訂正があれば「～を訂正す る」をタップし、内容を訂正して下さい。

収入・所得金額を訂正する

その他の項目を訂正する

次へ

STEP20 還付金の受取方法又は納付方法の選択

還付金の受取方法

以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選択してください。

還付金の受取方法
 公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。）

ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み

ゆうちょ銀行への振込み

ゆうちょ銀行の各店舗又は 口での受取り

又は

還付金振込口座等を選択・入力します。

納付方法

延納の届出 ☐

上記の納付する金額について延納を希望される方は、「延納を届け出る」にチェックを付けてください。
なお、延納期間中利息料がかかりますので、ご注意ください。

延納を届け出る

納付方法の選択
 納付方法
> 各納付方法の内容を確認する ☐

選択してください

納付方法を 選択します。

【参考】納付方法のご案内

以下の納付方法が選択できます。

- ・振替納税（口座引落し）
- ・電子納税
(ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)
又はインターネットペイメント)
- ・クレジットカード納付 ※ 1
- ・スマートアプリ納付 ※ 2
- ・コンビニ納付 ※ 2
- ・金融機関等での窓口納付

※ 1 クレジットカード納付は、納付特権に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国庫に収入になるものではありません）。
納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

※ 2 スマートアプリ納付及びコンビニ納付は、納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。



納付の手続について、詳しいは国税庁ホームページをご覧ください。

特定口座の取引内容と前年分以前の株式売却に係る損失額を申告する場合の入力例

STEP21 財産債務調書・住民税等

①→②→③→④ その他入力 → ⑤ 次へ

財産債務調書、住民税等に関する事項

財産債務調書の作成

財産債務調書の提出要件の確認
令和7年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和8年6月30日(火)までに、財産債務調書を提出する必要があります。

提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

> 財産債務調書の提出要件の詳細 □

12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している

*: 別途提出する場合、入力を複数することができます。

別居の配偶者・親族に関する入力を行う

所得税で確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等がある場合 □

非上場株式の少額配当等の入力を行う

住民税の徴収方法 □

給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法を選択してください。

必要な方のみ選択してください

次へ

戻る

STEP22 基本情報の入力

①→②→③→④ その他入力 → ⑤ 次へ

基本情報の入力

氏名・電話番号の入力

氏名(フリガナ)
※: 各11文字以内
コクゼイ タロウ

氏名(漢字)
※: 各10文字以内
国税 太郎

電話番号
※: 日中通路が取れる電話番号を入力してください。
区分 □

世帯主からみた続柄
選択してください

登録番号 [?] 日
※: 登録番号は送信された「確定申告のお知らせ」などにより、税理士で付与した登録番号が分かりなくなる場合は入力してください。
※: 数字のみ
01234567

訂正事項がなければ「次へ」をタップ

次へ

戻る

STEP23 マイナンバーの入力

マイナンバーの入力

1人目
氏名 国税 太郎(本人)

生年月日 昭和43年10月13日

マイナンバー(個人番号)
※: 数字12桁

マイナンバーを入力し「次へ」をタップ

次へ



STEP24 送信前の申告内容確認

①→②→③→④→⑤ 送信 → ⑥

送信前の申告内容確認

❶ 申告書等を表示して、送信前に申告内容を確認してください。
なお、申告書等はまだ送信されていません。

申告書等を表示する

*: PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して別の画面に表示されないか確認してください。

申告内容を訂正する場合

次へ

①→②→③→④→⑤ 送信 → ⑥

【まだ送信していません】
令和7年の年間の申告書等送信票(兼送付書)
この画面は、確定申告の提出手順の最終段階で表示されるものです。確定申告の提出手順は、以下の通りです。
1. 確定申告データの入力
2. 個人情報の入力
3. 申告書等の入力
4. 送信前の確認
5. 送信
6. 送信後

送信前の確認用です。

氏名 国税 太郎
登録番号 0000-0000-0000-0000
提出先 京橋税務署
利用者識別番号 0000-0000-0000-0000
氏名又は名称 国税 太郎

「申告書等を表示する」をタップすると、PDFでイメージが表示されます。
誤りがあった場合には、「**申告内容を訂正する場合**」をタップし、申告内容を訂正してください。

誤りがなければ、「次へ」をタップ

STEP25 送信準備

①→②→③→④→⑤ 送信 → ⑥

送信準備

特記事項の入力

特記事項
※: 200文字以内

その他の事項の入力等

税理士に関する内容の入力
税理士に関する内容を入力する

登記情報の入力
登記事項証明書の添付に代えて照会番号を送信する

次へ

戻る

特記事項等があれば入力し、「次へ」をタップ

STEP26 データの送信

①→②→③→④→⑤ 送信・印刷 → ⑥

データの送信

e-Tax送信

所得税の確定申告データを送信しますので、「送信する」ボタンをタップしてください。
その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをタップすると、所得税の確定申告書データが送信されます。

送信する

送信準備へ戻る

STEP27 送信結果の確認

確認

確定申告書データを送信しますが、よろしいですか？
※「送信を実行する」ボタンをタップした後は、操作せずにお待ちください。
(KC-MC2002)

送信を実行する

送信結果の確認

以下的内容で所得税の確定申告書データが正常に送信されました。

提出先 京橋税務署
利用者識別番号 0000-0000-0000-0000
氏名又は名称 国税 太郎

「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印刷」画面に進んでください。

次へ

STEP28 申告書等送信票の確認

①→②→③→④→⑤ 送信 → ⑥

申告書等送信票(兼送付書)等の確認

確認手順

1. 「申告書等を表示する」ボタンを押してください。
4. 表示されたPDFファイルを確認の上、提出が必要な添付書類がある場合は、印刷してください。

> 提出が必要な添付書類の確認方法(「申告書等送信票(兼送付書)」の見方) ■

申告書等を表示する

*: PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して別の画面に表示されないか確認してください。

> 申告内容の訂正方法 ■

次へ

STEP29 送信後の作業

①→②→③→④→⑤ データ保存等

送信後の作業のご案内

送信後の作業

入力内容の保存

入力した内容を作成コーナー専用データ(.data形式)として保存します。
保存した入力データは、申告内容を修正する場合や、翌年以降に申告書等を作成する場合に利用できます。

入力データのダウンロードページへ

作成コーナーの改善のため、アンケートにご協力ください。
なお、アンケートへの回答は任意です。

アンケートへの回答ページへ

終了(トップ画面へ戻る)

戻る

**動画で見る
確定申告**



入力データ(.data)
は翌年以降の申告書作成などに利用できます。

特定口座の入力方法やお問い合わせの多いポイントについて、動画でもご案内しています。

